

## 令和6年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 コンプライアンス推進計画

機構におけるコンプライアンスの更なる推進を図るため、令和6年度においては、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構行動規範」、「コンプライアンスの推進に関する規程」、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構コンプライアンス基本方針」等に基づき、以下の取組を行う。

### 1 コンプライアンスの重要性の認識

利用者の皆様から確固たる信頼を得ることができるよう、役職員全てが、研修への参加、職員間の意見交換等を通じて、機構の目指すコンプライアンスの意義や重要性を十分認識し、コンプライアンスを推進する。

### 2 コンプライアンス推進体制に基づく取組

#### (1) コンプライアンス推進委員会の開催

コンプライアンス推進委員会を開催し、コンプライアンス推進計画の策定及び推進状況の点検等を行う。また、重大なコンプライアンス違反行為があった場合には、その原因究明及び再発防止について検討、審議を行う。

#### (2) コンプライアンス推進体制

総務部コンプライアンス推進室を中心として、引き続きコンプライアンスの推進とリスク管理に取り組むとともに、必要に応じて、関係部課と連携しながら一層のコンプライアンスの徹底を図る。

#### (3) 各部・施設等におけるコンプライアンスの推進

コンプライアンス推進責任者（以下「責任者」という。）は、総括する各部・施設等において、これまでの取組や認識度調査の結果、機構内LANによる情報提供等を踏まえ、責任者自らが積極的に以下の取組等を行うことにより、各部・施設等におけるパートナー職員及び賃金職員を含む全ての職員のコンプライアンス意識の向上や行動規範の浸透を図る。

##### ① コンプライアンスに係る研修、勉強会、意見交換会等の実施

各部・施設等の実情に応じ、原則として責任者自らがコンプライアンスに係る研修、勉強会、意見交換会等を年1回以上開催すること。

##### ② eラーニング研修の受講を通じたコンプライアンスの推進

本部が実施するコンプライアンスに係るeラーニング研修を貴下職員に必ず受講させることにより、行動規範の浸透、公益通報制度やハラスメント相談窓口の周知、機構職員として特に留意すべきコンプライアンスの徹底（機構職員の身分（みなし公務員）及び倫理規程、秘密保持義務及び事業主に関する情報の保護、個人情報の適切な管理、ハラスメントの防止、反社会的勢力への対応等）を図ること。

##### ③ 適正な会計処理の実施（経理の透明性の確保、契約の透明性・競争性の確保、不適正な経理処理の防止等）のための取組

##### ④ 反社会的勢力の契約等からの排除等の徹底

#### (4) 公益通報制度の適切な運用

全国会議やポスター等を通じて公益通報制度の周知（平成29年度に設置した外部通報窓口を含む。）を図り有効活用を促すとともに、J E E Dホットラインに寄せられる通報事案等に迅速・適切に対応する。また、公益通報者等が解雇や不利益な取扱いを受けることのないよう保護するとともに、公益通報者等の秘密、信用、名誉及びプライバシーを侵害することのないよう配慮する。

### 3 コンプライアンスの推進に関する研修・情報提供の充実

#### (1) コンプライアンス研修の実施

役職員一人ひとりに対して、法令違反行為の抑止はもとより、コンプライアンス意識の浸透を目的として、新規採用職員に対する研修、新任管理職研修をはじめとする各階層別研修においてコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの意義や重要性、機構におけるコンプライアンスに係る取組等について理解の促進を図る。

#### (2) 全国会議等の活用

全国会議等の場を活用して、今年度のコンプライアンス推進計画の内容について周知徹底を図るとともに、各部・施設等において、コンプライアンスの意義や重要性、機構におけるコンプライアンスに係る取組等について理解の促進を図るため、研修や情報提供等の必要な措置を講じるよう促す。

#### (3) コンプライアンスに関する情報の提供

機構内外のコンプライアンスに関する情報や役職員の自己研鑽のための資料を、機構内 LAN や各種会議を通じて提供する。

### 4 コンプライアンス推進状況の把握と取組への反映

#### (1) モニタリングの実施

コンプライアンスの推進状況を確認することを目的として、モニタリングを実施し、今後の取組に活かす。

モニタリングは、内部監査の機会を活用し、役職員が実践すべき行動規範の取組状況等に関するヒアリングを実施する。

#### (2) コンプライアンスの推進状況の点検

各部・施設等におけるコンプライアンスの推進の取組状況の点検、取組への具体的な意見や要望の聞き取りを実施し、今後の取組に活かす。また、点検報告された取組・成果の情報については、機構全体で共有し、各部・施設等における更なる取組を促す。

#### (3) コンプライアンスの認識度調査の実施

全ての役職員を対象にした認識度調査を実施し、役職員のコンプライアンス意識や機構のコンプライアンスに関する取組の浸透状況の実態を把握し、今後の取組に活かす。

### 5 コンプライアンスに関する情報の公開

コンプライアンス推進委員会の審議内容その他のコンプライアンスに関する取組状況についてホームページで公表する。